

第 12 回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成 27 年 6 月 26 日（金）午後 3 時 57 分から午後 5 時 08 分まで

2 開催場所 幕別町役場 5 階会議室

3 出席委員（25 名）

会長	26 番	谷内	雅貴
会長職務代理者	25 番	田邊	忠幸
委員	1 番	石川	雅洋
	2 番	加藤	宏
	3 番	大野	和也
	4 番	高橋	秀樹
	5 番	井田	留吉
	6 番	中島	孝
	7 番	大道	健實
	8 番	齊藤	一男
	9 番	小原喜久雄	
	10 番	渡邊ひろ子	
	11 番	菅野	能稔
	12 番	鬼頭	良市
	14 番	深松	俊英
	15 番	宗廣	武夫
	16 番	国枝	隆幸
	17 番	千葉	茂喜
	18 番	森	勤子
	19 番	鯖戸	英明
	20 番	尾藤	欣二
	21 番	大澤	慶博
	22 番	高野	英一
	23 番	前川	厚司
	24 番	香西	浩志

4 欠席委員（1 名）

13 番 白木 孝和

5 議事日程

- 1) 開会
- 2) 議事録署名委員
- 3) 選任委員の就任について
- 4) 諸般の報告
- 5) 報告
 - 第 1 号 担当地区割及び専門部会の一部変更について
 - 第 2 号 平成 27 年度全国農業委員会会長大会について
 - 第 3 号 農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について
 - 第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可について
 - 第 5 号 農地等一時転用に係る復元状況の報告について

- 第 6 号 農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について
- 第 7 号 所有権移転に係る利用調整結果の報告について
- 6) 議案
 - 第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について
 - 第 2 号 農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について
 - 第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号 現況証明について

- 6 事務局長 高橋 宏邦
- 忠類支局長 天羽 徹
- 農地振興係長 鯨岡 健
- 忠類支局農地振興係長 伊藤 憲彦
- 農地振興係主事 南 敦朗
- 農地振興係主事補 折笠 亜衣

7 会議の概要

議長 幕別町農業委員会議規則第 8 条第 1 項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第 12 回農業委員会総会を開催いたします。次に議事録署名委員を会議規則第 13 条第 2 項の規定により指名をいたします。議事録署名委員に、23 番前川委員、24 番香西委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

議長 次に「選任委員の就任について」を議題といたします。忠類農業協同組合の推薦委員であった蛭原一治委員が平成 27 年 5 月 27 日付で辞職され、この度新たに菅野能稔氏が忠類農業協同組合の推薦を受け、6 月 3 日付で幕別町長より農業委員に選任されましたのでご紹介をいたします。菅野委員自己紹介をお願いいたします。

菅野委員 皆様こんにちは、只今会長から紹介がありました菅野でございます。蛭原委員の残りの 2 年の任期を蛭原さんに代りまして、皆さんと一緒に努めさせていただくことになりました。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。次に議席の指定であります。議席の指定は農業委員会議規則第 7 条第 2 項の規定により、欠員補充等により新たに就任した委員の議席は、その委員が最初に出席すべき会議において議長が定めることになっております。したがって菅野委員の議席は現在着席しております 11 番を指定いたします。よろしく願いいたします。

議長 次に諸般の報告を事務局から申し上げます。

事務局 諸般の報告を申し上げます。会議規則第 4 条の規定により、13 番白木委員より欠席する旨の届出がございましたのでご報告いたします。

議長	次に報告第1号「担当地区割及び専門部会の一部変更について」を議題といたします。事務局から報告第1号の説明をいたします。
事務局	報告第1号「担当地区割及び専門部会の一部変更について」今回新しい委員の選任に伴い担当地区と専門部会について、変更となりますので報告をいたします。前委員が担当していただいた忠類地域をそのまま引き継いでいただくことと専門部会におきましても、そのまま農地部会を菅野委員が担当していただくこととなりますのでご報告いたします。
議長	報告第1号につきまして説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第1号については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第2号「平成27年度全国農業委員会会長大会」につきましては、私の方から報告をさせていただきます。5月27日の午後から衆議院議員会館において、十勝農業委員会連合会の要請活動として中川政務次官、元農協改革法等検討プロジェクトチーム座長吉川代議士、T P P対策委員長の森山代議士とお会いし、報告第2号資料1の「十勝農業委員会連合会の重点要請7項目の要請」をしてまいりました。また、短時間ではありますが農林水産審議会を傍聴することが出来ました。28日午前中には星陵会館において全道の農業委員会会長と北海道選出議員に対し、報告第2号資料2の「農業委員会組織制度見直しの具体化に向けた提案」と「T P P協定交渉及びF T A・E P Aに関する要請」並びに「平成28年度農業政策予算に関する要望」を行ってまいりました。午後には日比谷公会堂において、全国農業会議主催による全国農業委員会会長大会に出席いたしております。第1号議案「新たな農業委員会制度の確立に関する要請決議案」に対しては、現行の選挙制に戻すべきという意見も出されましたが、6号議案まで原案どおり可決しております。資料は報告第2号資料3としてお配りしておりますので後程ご覧ください。29日には、鎌倉市農協連即売所の視察を行い全日程を終了しました。以上で報告とさせていただきます。
議長	報告第2号について何かご質問等ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第2号を終わります。
議長	次に報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」を議題といたします。事務局から報告第3号1番から5番を説明いたします。
事務局	報告第3号「農地の賃貸借契約の合意解約通知の受理について」農地法第18条第6項の規定により合意解約通知があったので報告します。案件は議案書1

	<p>ページから2ページの5件でございます。書類等が完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第3号1番から5番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第3号1番から5番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局から報告第4号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第4号「農地法第5条の規定による許可について」農地法第5条の許可申請について、下記のとおり許可したので報告します。案件は議案書3ページの平成27年5月26日第11回総会で審議された1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。なお記載のとおり条件を付し平成27年6月26日付で許可をしております。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第4号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第4号1番については報告のとおり承認されました。</p>
議長	<p>次に報告第5号「農地等一時転用に係る復元状況の報告について」を議題といたします。事務局から報告第5号1番の説明をいたします。</p>
事務局	<p>報告第5号「農地等一時転用の係る復元状況の報告について」農地法第5条により一時転用されていた下記の農地について、農地として復元されていることを確認いたしましたので報告します。案件は議案書4ページの平成26年6月30日に許可をしておりました1件でございます。平成27年6月11日付で完了報告を受理し、今月19日の現地調査で農地として復元されていることを確認いたしました。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告第5号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、報告第5号1番については報告のとおり承認されました。</p>

議長	次に報告第6号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。事務局から報告第6号1番の説明をいたします。
事務局	報告第6号「農地基本台帳整備に係る現況地目の確認について」農地台帳整備に係る下記の農地の現況地目について、農地採草放牧地以外と確認しましたので報告します。案件は議案書5ページの1件でございます。内容につきましては記載のとおりでございます。6月19日の現地調査で農地採草放牧地以外と確認しました。以上で報告を終わります。
議長	報告第6号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第6号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に報告第7号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」を議題といたします。事務局から報告第7号1番の説明をいたします。
事務局	報告第7号「所有権移転に係る利用調整結果の報告について」公益財団法人幕別町農業振興公社の所有権移転に係る利用調整の結果を報告します。今月18日に町公社が利用調整を行った案件であります。内容につきましては記載のとおりでございます。以上で報告を終わります。
議長	報告第7号1番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、報告第7号1番については報告のとおり承認されました。
議長	次に議案第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。議案第1号1番、2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第1号1番、2番について、議案書をもとに朗読】 以上の計画要請の内容はお手元に配布してございます。別添農業経営基盤強化促進法第18条調査書1ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いします。

18 番

18 番ご説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んで居るため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 1 番、2 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 1 号 1 番、2 番は原案のとおり可決されました。

議長

次の議案第 1 号 3 番、4 番につきましては、森委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。それでは議案第 1 号 3 番、4 番について事務局から説明をいたします。

(18 番 森委員退席)

事務局

【議案第 1 号 3 番、4 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 2 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16 番

16 番説明いたします。この案件は更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 3 番、4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 1 号 3 番、4 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 5 番、6 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 1 号 5 番、6 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 3 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化則損法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

8 番 8 番説明します。この案件につきましては更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため今回の利用権の設定は問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 5 番、6 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 5 番、6 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第 1 号 7 番、8 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 1 号 7 番、8 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 4 ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

21 番 21 番説明いたします。この案件につきましては更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号7番、8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号7番、8番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号9番、10番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第1号9番、10番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書5ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

9番 9番説明いたします。この案件につきましては更新でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号9番、10番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号9番、10番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第1号11番から14番につきましては、千葉委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。それでは議案第1号11番から14番について事務局から説明をいたします。

(17番 千葉委員退席)

事務局 【議案第1号11番から14番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書6ページから7ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項

の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番 19 番説明いたします。これらの案件は後継者への借換えに伴うものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 11 番から 14 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 11 番から 14 番は原案のとおり可決されました。

(17 番 千葉委員着席)

議長 次に議案第 1 号 15 番から 18 番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第 1 号 15 番から 18 番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書 8 から 9 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24 番 24 番説明いたします。これらの案件は今年 22 日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 15 番から 18 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 1 号 15 番から 18 番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号19番、20番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第1号19番、20番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書10ページに記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件につきましては、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の利用権の設定については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号19番、20番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号19番、20番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号21番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第1号21番について議案書をもとに朗読】**

調査書11ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明します。この案件は、本来白木委員が地区担当委員でございますが、本日欠席のため私から説明いたします。この案件は、今月19日に町公社が利用調整を行った案件でございます。借主は農地中間管理機構であるため今回の利用権の設定については問題ないと思います。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号21番について原案のとおり

り決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号21番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号22番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第1号22番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書11ページ下段に記載されておりますように、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件につきましては、今月18日に町公社が利用調整を行ったものであります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと考えております。詳細につきましては事務局の説明のとおりでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号22番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第1号22番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第1号23番から28番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第1号23番から28番について議案書をもとに朗読】**

以上の計画要請の内容は別添調査書12ページから14ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19番 19番説明いたします。これらの案件は平成22年に町公社が利用調整を行ったものでございます。借主は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権設定については問題ないと思ひます。以上で説明を終わります。よろしくお

願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号23番から28番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第1号23番から28番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号29番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号29番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書15ページ上段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

7番

説明いたします。この案件は平成22年11月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号29番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします、よって議案第1号29番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第1号30番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第1号30番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書15ページ下段に記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

15 番

15 番説明いたします。この案件は平成 22 年 8 月に町公社が利用調整を行った案件であります。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権の移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 30 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 1 号 30 番は原案のとおり可決されました。

議長

次に議案第 1 号 31 番、32 番について事務局から説明をいたします。

事務局

【議案第 1 号 31 番、32 番について議案書をもとに朗読】

以上の計画要請の内容は別添調査書 16 ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

25 番

25 番説明いたします。これらの案件は、31 番は平成 22 年 9 月、32 番は平成 25 年 10 月にそれぞれ町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第 1 号 31 番、32 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第 1 号 31 番、32 番は原案のとおり可決されました。

議長	次に議案第1号33番から35番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第1号33番から35番について議案書をもとに朗読】</p> <p>以上の計画要請の内容は別添調査書17ページから18ページに記載されておりますとおり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
24番	24番説明いたします。これらの案件は平成22年12月に町公社が利用調整を行った案件でございます。譲受人は意欲的に営農に取り組んでいるため、今回の所有権移転については問題ないと思います。以上で説明を終わります。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第1号33番から35番について原案のとおり決することに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第1号33番から35番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律による農用地利用配分計画案について」を議題といたします。議案第2号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第2号1番について議案書を元に朗読】</p> <p>この案件は今月19日に町公社が利用調整を行っている案件でございます。議案書10ページの議案第1号21番の案件に伴いまして、記載の方に権利を設定するものであります。以上で議案の朗読と説明を終わりますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。</p>
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。
	(発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第2号1番について農用地利用配分計画として適当であることに異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第2号1番は適当であると認めると意見を付して答申することといたします。
議長	次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第3号1番から3番について事務局から説明をいたします。
事務局	<p>【議案第3号1番から3番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は別添農地法第3条調査書1ページから3ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
6番	6番説明いたします。これらの案件は1番、2番が使用貸借、3番が賃貸借となっております。今月19日に高橋委員、森委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。
議長	<p>それでは質疑を行います。質疑ございませんか。</p> <p>(発言なし)</p>
議長	<p>質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号1番から3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	異議なしとします。よって議案第3号1番から3番は原案のとおり可決されました。
議長	<p>次の議案第3号4番につきましては、千葉委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第24条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。それでは議案第3号4番について事務局から説明をいたします。</p> <p>(17番 千葉委員退席)</p>
事務局	<p>【議案第3号4番について議案書をもとに朗読】</p> <p>この案件は別添調査書4ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。</p>
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

19 番 19 番説明いたします。この案件は毎月 19 日に高橋委員、森委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 4 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 4 番は原案のとおり可決されました。

(17 番 千葉委員着席)

議長 次に議案第 3 号 5 番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第 3 号 5 番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書 5 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14 番 14 番説明申し上げます。この案件は毎月 19 日に高橋委員、森委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局ご説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第 3 号 5 番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第 3 号 5 番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第 3 号 6 番につきましては、深松委員の事案が含まれておりますので、農業委員会法第 24 条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審

議開始から終了まで退席をお願いいたします。それでは議案第3号6番について事務局から説明をいたします。

(14番 深松委員退席)

事務局

【議案第3号6番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書6ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

16番

16番説明いたします。この案件は今日19日に高橋委員、森委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号6番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

異議なしとします。よって議案第3号6番は原案のとおり可決されました。

(14番 深松委員着席)

議長

次に議案第3号7番について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

【議案第3号7番について議案書をもとに朗読】

この案件につきましては、農業協同組合法に基づく農業協同組合連合会が農地を借受ける案件であり、十勝農業協同組合連合会が運営する湧洞牧場の預託牛約2000頭に与える飼料を確保するための牧草畑を借受ける内容となっております。別添、農地法第3条調査書7ページをご覧くださいのですが、本案件が許可相当であるかどうかを判断するにあたり、農地法第3条第2項第1号から第7号の全てについて確認することが必要となります。第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、この賃貸により利用する農地が農業協同組合法第10条第1項第6号及び同連合会の定款中、第7条第4号に規定する農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設の運営という事業目的を達成するために、利用されます事から問題ないと判断いたしました。また、第2項第2号につきましては、農地を買うあるいは、借りることが出来る農業生産法人であるかどうかについての判断基準となります。原則といたしまして、農業生産法人以外の法人は農地法第3条の有資格

者となる事ができませんので、許可する事が出来ませんが、農協及び農協連については農地法施行令第6条第2項の除外規定第1号に該当する事から農業生産法人でなくても農地を借受けることが出来ると規定されております。また第2項第4号の農作業常時従事要件につきましても、同様に除外規定があることから問題ないと判断いたしました。その他につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

5番 5番説明いたします。この案件につきましては今月18日齊藤委員、菅野委員、事務局とで現地を確認いたしました。周辺農地への影響はないものと考えます。詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号7番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第3号7番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第3号8番について事務局から説明をいたします。

事務局 【議案第3号8番について議案書をもとに朗読】

この案件は別添調査書8ページに記載されておりますとおり、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可要件を全て満たすと考えております。以上で議案の朗読と説明を終わります。

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

24番 24番ご説明申し上げます。この案件は後継者への生前一括贈与の所有権移転であります。周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりでございますのでよろしくをお願いいたします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第3号8番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

	【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第3号8番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号「現況証明について」を議題といたします。議案第4号1番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号1番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
25番	25番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に高橋委員、森委員、事務局とで現地を確認していただき、農地採草放牧地以外でご確認をいただいております。よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号1番について原案のとおり決することに異議ございませんか。 【異議なしの声多数】
議長	異議なしとします。よって議案第4号1番は原案のとおり可決されました。
議長	次に議案第4号2番について事務局から説明をいたします。
事務局	【議案第4号2番について議案書をもとに朗読】
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
19番	19番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に高橋委員、森委員、事務局とで現地を確認していただき、農地採草放牧地以外でご確認をいただいております。よろしく申し上げます。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号2番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号2番は原案のとおり可決されました。

議長 次の議案第4号3番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第4号3番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

14番 14番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に高橋委員、森委員、事務局とで現地を確認していただき、農地採草放牧地以外でご確認をいただいております。よろしく願いいたします。

議長 それでは質疑をいたします。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号3番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長 異議なしとします。よって議案第4号3番は原案のとおり可決されました。

議長 次に議案第4号4番について事務局から説明をいたします。

事務局 **【議案第4号4番について議案書をもとに朗読】**

議長 それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

20番 20番説明いたします。この案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものでございます。今月19日に高橋委員、森委員、事務局とで現地を確認していただき、農地採草放牧地以外でご確認をいただいております。よろしく願いします。

議長 それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長 質疑なしとします。採決をいたします。議案第4号4番について原案のとおり決することに異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長	異議なしとします。よって議案第4号4番は原案のとおり可決されました。
議長	議案は以上であります。 これをもちまして、第12回農業委員会総会を閉会いたします。
事務局	ご起立願います。ご苦勞様でした。

上記の会議の顛末を記たることに相違ないことを証明するためにここに署名、押印する。

議事録署名委員

23 番 印

24 番 印

議長 印